

公 告

次のとおり電子入札による一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 1 0 月 1 3 日

島根県知事 丸山 達也

1 入札に付する事項

- (1) 入札の内容
島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和 8 年度から令和 9 年度）
- (2) 入札案件の詳細等について
「島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和 8 年度から令和 9 年度）仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 委託期間
契約の日の翌日から令和 9 年 1 0 月 3 1 日まで
- (4) 納入期限
仕様書による。
- (5) 納入場所及び数量
 - ① 納入場所
 - ・ 指定する各郵便局
 - ・ 島根県総務部税務課
 - ・ 東部県民センター及び各地域事務所
 - ・ 西部県民センター及び各地域事務所
 - ② 数量
仕様書による。
- (6) 入札方法
 - ア 入札方法
この案件は、電子入札対象案件のため入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。
なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出することができる。
 - イ 落札決定方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を落札価格とするので、入札書は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (7) その他
入札説明会は実施しない。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者でないこと。

- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者で当該期間を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む）でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。
- (4) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和 45 年島根県告示第 4 号）第 4 条の規定により、入札参加資格の認定を受け、入札参加資格者名簿の営業種目（大分類「印刷製本（製造）」中分類「フォーム印刷」）に登録されている者であること。
- (5) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。
- (6) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (7) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (8) 機器、ソフトウェア等の使用方法のサポートや障害発生時・部品取替等に迅速に対応できる者であること。
- (9) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けているものであること。
- (10) 島根県内において帳票出力及び封入封かんを行うことが出来る本社、支店又は営業所を有しており、突発的に生じた事態に対し、直ちに対応できる体制が整っていること。
- (11) 帳票出力及び封入封かん業務を 2 社以上で行う場合は、業務実施計画書（様式第 3 号）及び業務実施体制について（様式第 4 号）により業務実施体制を明確にしておくこと。
- (12) 電子調達システムにより入札説明書を取得している者又はこの入札に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を根県総務部税務課納税係まで提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県知事が認めた者であること

3 入札説明書の交付方法

本公告の日以降、電子調達システムにより交付します。

なお、これにより難しい場合は、次により交付します。

(1) 交付期間

本公告の日から令和 8 年 10 月 16 日（金）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第 9 号）第 1 条に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 交付場所

5(2)イの場所

4 入札参加資格の確認

(1) 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）に次の書類を添付し提出して、資格の確認を受けること。

なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。また、提出された申請書に不備があり、補正することを求められた場合は、県が指定する日時までに、遅滞なく申請書の補正を行うこと。

- ① 島根県自動車税納税通知書等の出力及び封入封かん業務委託（令和 8 年度から令和 9 年度）に

係る提出書類一覧表（様式第 2 号）

② 業務実施計画書（様式第 3 号）

③ 業務実施体制について（様式第 4 号）

④ 委任状（様式第 5 号）（入札に代理人を定める場合。入札前に入札会場での提出も可）

⑤ 入札参加資格確認の通知に使用する返信用封筒（書面により申請書等を提出した場合）

定形封筒（長型 40 号程度）に 110 円切手を貼付し、宛名を記入すること。

(2) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(1) 入札参加資格確認申請書の提出方法等

この入札に参加を希望する者は、令和 8 年 1 0 月 2 2 日(木)午後 5 時まで、入札参加資格申請書及び所定の提出資料を電子調達システムにより提出すること。なお、提出資料の電子ファイルの容量が 10 メガバイトを超えるときは、県の承認を得た後、持参し、又は簡易書留により郵送すること。

なお、書面による申請が認められた者は、次により提出すること。

ア 提出期限

令和 8 年 1 0 月 2 2 日（木） 午後 5 時まで

イ 提出場所

〒690 8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁 1 階

島根県総務部税務課 納税係

電話：0852-22-6830 FAX：0852-22-6038

① 入札参加資格確認申請書の提出部数は 1 部とする。

② 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。

③ 提出された書類は、返却しない。

④ 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

(2) 入札参加資格確認結果

入札参加資格確認結果は、**令和 8 年 1 0 月 2 6 日（月）午前 1 1 時まで**に通知する。

なお、書面により申請書を提出した者については、別途、書面により通知する。

5 入札期間、開札の日時等

(1) 電子調達システムによる入札の期間

令和 8 年 1 0 月 2 8 日（水）午前 9 時から同月 2 9 日（木）午後 4 時まで

(2) 書面による入札の日時及び場所等

ア 日時

令和 8 年 1 0 月 2 9 日（木）午後 2 時 3 0 分

イ 場所

〒690-8501 島根県松江市殿町 1 番地 島根県庁 1 階

島根県総務部税務課 納税係

電話番号 0852-22-6830 F A X 0852-22-6038

電子メール zeimu@pref.shimane.lg.jp

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和 8 年 1 0 月 3 0 日（金）午前 9 時

イ 場所

6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札者が見積った契約金額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (3) 契約保証金
島根県会計規則第69条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。
- (4) 入札執行の取りやめ又は延期
島根県会計規則第61条の3第1項に定める事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。
- (5) 郵便入札
認めない。
- (6) 入札の無効
本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第63条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。
また、書面により入札書を提出した入札者については、次の事項に該当する場合も当該入札者の入札を無効とする。
ア 入札書の入札金額が加除訂正されているとき。
イ 入札書が鉛筆により記載されているとき。
- (7) 契約書作成の要否
要する。
- (8) 落札者の決定方法
島根県会計規則第62条の規定に基づき定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (9) 不当介入への対応
入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県総務部税務課に報告するとともに警察に通報すること。
なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。
- (10) 入札参加者及び入札金額の公表
入札参加者及び入札金額については後日公表する。（不落の場合も含む。）
- (11) その他
詳細は入札説明書及び仕様書による。